消火器の型式失効について

～消火器の表示内容が変更されました～

消火器の破裂事故は、管理不十分による消火器の腐食が原因とされています。

適切な管理を促すため、平成２３年　１月１日から消火器の表示内容に「安全上の注意事項」、「標準的な使用期限」等が追加されました。

表示内容変更の概要

消火器の型式失効

消火器は総務省令で定める規格に適合し、型式承認されたものでなければ、販売することや、設置することができません。

今回、この規格（表示内容）が変更されたことで、**平成２４年１月１日以降は新規格に適合した消火器しか販売、設置等をすることができなくなりました。**

既設の消火器の特例

平成２３年１２月３１日までに設置されている旧規格の消火器も、機能に異状がないものは、平成３３年１２月３１日までの間、引き続き設置しておくことができます。

（注）消火器の設置義務がない戸建て住宅等に設置されている消火器については、型式失効による取替えの義務は生じません。

旧規格の設置期限等

旧規格の消火器の設置期限等は、次のとおりです。

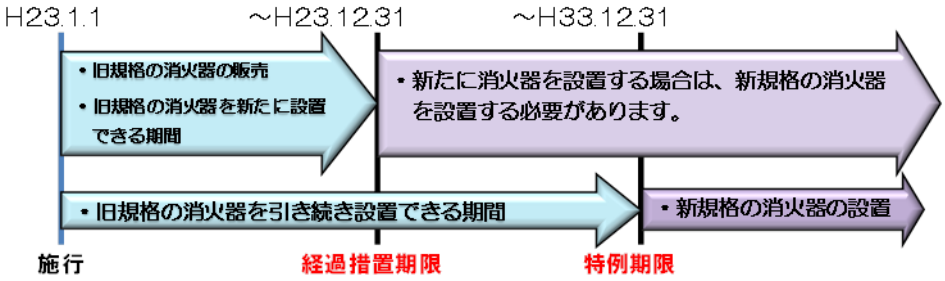

お問合せ先

熊本市消防局＿　検索

詳細については、管轄消防署（括弧内が管轄）へお問合せください。

- ○ 熊本市消防局予防部指導課　℡０９６－３６３－２２４９
- ○ 熊本市南消防署（南区）　℡０９６－２１２－０３０３
- ○ 熊本市中央消防署（中央区※1）　℡０９６－３６４－２８９４
- ○ 熊本市北消防署（北区）　℡０９６－３２７－２０２０
- ○ 熊本市東消防署（東区）　℡０９６－３６７－６３１５
- ○ 熊本市益城西原消防署（益城町・西原村）　℡０９６－２８６－２２９８
- ○ 熊本市西消防署（西区・中央区※2）　℡０９６－３５３－５０２８

※１中央区（西署の管轄を除く。）※２西区，中央区（一新・慶徳・五福・向山校区）